

うるま市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付要綱

令和7年3月21日

告示第65号

(趣旨)

第1条 この告示は、養育費に係る公正証書等の作成費用を補助することで、養育費の取り決め内容の債務名義化の促進及び養育費の継続した履行を確保し、ひとり親家庭の経済的安定による貧困化の未然防止と福祉の向上を図ることを目的として、予算の範囲内において、うるま市養育費に係る公正証書等作成費補助金（以下「補助金」をいう。）を交付することについて、うるま市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に児童を扶養しているものをいう。
- (2) 児童 20歳に満たない者（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第3項に規定による）をいう。
- (3) 養育費 民法（明治29年法律第89号）第766条第1項に規定する児童の監護に要する費用をいう。
- (4) 公正証書等 強制執行認諾約款付公正証書、判決書、調停調書、審判書、和解調書その他の債務名義として効力を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有するひとり親であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 養育費の取決めに係る経費を負担した者
- (2) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- (3) 養育費の取決めに係る公正証書等を有している者
- (4) この告示と同趣旨の他自治体、団体等からの補助金又は給付金等を受けていない者

(補助金対象経費及び補助額)

第4条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、公正証書等の取得に要する経費とし、次に掲げるものとする。

- (1) 公証人手数料令（平成5年政令第224号）で定める公証人手数料（養育費の取決め以外の法律行為のみの手数料は除く。）
- (2) 家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙に係る費用（養育費に関するものに限る。）
- (3) 戸籍謄本等の取得に要する費用（養育費に関するものに限る。）
- (4) 家庭裁判所又は公正役場への書類の提出等に手続きに係る郵送費用（養育費に関するものに限る。）

2 補助金の金額は、補助対象経費のうち、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が負担したものにおいて、5万円を上限とする。

(交付申請等)

第5条 申請者は、公正証書等を作成した日（令和7年4月1日以後の日に限る。）から起算して6か月以内に、補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、うるま市基幹系業務システム等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（ただし、児童扶養手当証書の写しを提出する場合は省略することができる。）
- (2) 世帯全員の住民票の写し

- (3) 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限る。）
- (4) 補助金対象経費の領収書等の写し
- (5) 養育費の取決めが確認できる公正証書等の写し
- (6) その他補助金の交付決定に関し市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容等について速やかに審査を行い、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めたときは、その理由を付して補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条第2項の規定により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた日から10日以内に補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に請求書に記載された口座に補助金を支払うものとする。

(申請内容の変更)

第8条 交付決定者が、申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金変更申請書（様式第5号）に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

(申請内容の変更の承認及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、その内容について審査の上、承認の可否について決定し、変更申請に係る承認をした場合は、補助

金変更承認決定通知書（様式第 6 号）により、交付決定者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による決定した変更後の補助額が変更前の補助額を超えるときは、市長はその差額を追加支給するものとし、変更後の補助額が変更前の補助額を下回るときは、申請者はその差額を市長に返還しなければならない。

（交付決定の取消し）

- 第 10 条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、第 6 条第 2 項又は前条第 1 項の決定の全部又は一部を取り消し、うるま市養育費に係る公正証書等作成費補助金交付決定取消通知書（様式第 7 号）により交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

- 第 11 条 市長は、前条の規定による取消しを行った場合は、既に補助金の交付を受けた者に対し、その全部又は一部の補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

- 第 12 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

うるま市養育費に係る公正証書等作成費補助金交付申請書

うるま市長 様

（申請者）

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

うるま市養育費に係る公正証書等作成費補助金について、うるま市養育費に係る公正証書等作成費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、必要書類を添えて申請します。なお、市が支給決定に当たり必要な事項の確認のため、個人情報を見ることがあります。

1 交付を受けようとする補助金の額 _____ 円

2 他自治体等での受給歴の有無

過去にこの告示と同趣旨の他自治体、団体等からの補助金又は給付金等を受けたこと又は地方公共団体若しくはこれに準ずる団体からの補助を受けたこと若しくは受ける予定

_____ ある ・ ない

3 関係書類（うるま市基幹系業務システム等によって確認することができる場合は省略できる。）

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限る。）
- (4) 補助金対象経費の領収書等（申請者が負担したものに限る。）
- (5) 養育費の取決めが確認できる公正証書等
- (6) その他補助金の交付決定に関し市長が必要と認めるもの

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長

印

うるま市養育費に係る公正証書等作成費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったうるま市養育費に係る公正証書等作成費補助金について、交付することを決定しましたので、うるま市養育費に係る公正証書等作成費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

金額 _____ 円

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長

印

うるま市養育費に係る公正証書等作成費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったうるま市養育費に係る公正証書等作成費補助金について、下記の理由により交付しないことと決定しましたので、うるま市養育費に係る公正証書等作成費補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により通知します

記

交付しない理由：

第 号
年 月 日

うるま市長 様

住所

氏 名

電話番号

補助金交付請求額 _____ 円

[illegible]

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

うるま市養育費に係る公正証書等作成費補助金変更申請書

うるま市長 様

（ 申請者 ）

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

年 月 日付 第 号により交付決定のあったうるま市養育費に係る公正証書等作成費補助金について、申請内容に変更があったため、うるま市養育費に係る公正証書等作成費補助金交付要綱第 8 条の規定により申請します。

なお、支給決定に当たり必要な事項の確認のため、個人情報を見ることがあります。

1 変更事由 _____のため

2 変更内容 次の内容について変更します。

--

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長 印

うるま市養育費に係る公正証書等作成費補助金変更承認決定通知書

年 月 日付で変更申請のあったうるま市養育費に係る公正証書等作成費補助金について、内容に変更があったためうるま市養育費に係る公正証書等作成費補助金要綱第 9 条の規定により、次のとおり変更を承認します。

1 変更承認の内容

2 補助金交付変更額

（変更前）補助金交付決定額	円
（変更後）補助金交付決定額	円
補助金追加交付決定額	円
補助金返還金決定額	円

様式第7号（10条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長 印

うるま市養育費に係る公正証書等作成費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定を行ったうるま市養育費に係る公正証書等作成費補助金について、取り消すことと決定しましたので、うるま市養育費に係る公正証書等作成費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

取消理由：